



教えてBUN先生

マニアック
編 vol.3

第3回
廃油



LISA

「帳簿義務者」「輸入廃棄物」となんとか続いた「廃棄物処理法、へんてこ条文」なんだけど、何回続くかしらね。とりあえず、3回目のネタは大丈夫なの？



BUN

初回、2回とあまりにも馴染みのないネタだったので、今回は、割とみなさん、お馴染みの条文をもって来てみたよ。

リサちゃんは特別管理産業廃棄物の「廃油」ってどんなものだったか覚えてるかな。



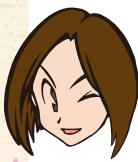
LISA

基礎知識で勉強したわよ。有害物が基準値以上含有している廃油と、たしか、引火点が70度未満の廃油だったはずよ。



BUN

ん～、今回も「外れ」とまでは言わないけど、「半可通」的正解と言ったところかな。



LISA

どこが半可通よ。じゃ、正解はなんなのよ(`o`)



BUN

「有害物が基準値以上含有」は、また別の機会に廻すことにして…。「引火点が70度未満の廃油」って条文って第何条なの？見せてちょうだい。



LISA

ん～、あれえ～。おかしいなあ。どこを見てもその条文を探せないわ。



BUN

リサちゃんが言ってる条文は、多分、これだね。



政令（特別管理産業廃棄物）

第二条の四 法第二条第五項（中略）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。
一 廃油（燃焼しにくいものとして環境省令で定めるものを除く。）

省令（令第二条の四の環境省令で定める基準等）

第一条の二 令第二条の四第一号の環境省令で定める廃油は、次に掲げるものとする。

- 一 タールピッチ類
- 二 廃油（前号に掲げるものを除く。）のうち、揮発油類、灯油類及び軽油類を除くもの



LISA

くやしいけど、多分、これだと思う。でも、やっぱり、「引火点が70度未満の廃油」とは書いていないわね。それにしても、なに、この条文。へんてこなの。



LISA

そうなんだ。有名な条文なんだけど、何回読んでも難解だね。



BUN

センセ、つまんない洒落言ってないでちゃんとやってよ。え～と、まず政令で「廃油」って規定している訳だから、原則的には「廃油」は全て特別管理産業廃棄物ってことになるわよね。ただし、括弧書きが付いていて、「燃焼しにくいものとして環境省令で定めるものを除く。」と書いてある。

と、言うことは、燃えやすい廃油は特管産廃で、燃えにくい廃油は普通の産廃ってことになる訳ね。ここまででは、そう「へんてこ」でもないのよ。



LISA

そうだね。ただ、燃えにくい廃油が全て除かれる訳ではなくて、「省令で定める」って書いてるね。じゃ、省令みてみよう。



BUN

一号の「タールピッチ類」はすぐわかるわ。そもそも、タールピッチ類って廃油なんだね。私は汚泥かなんか別のものかとも思ったけど、たしかに油分を多く含んでいるから「廃油」なんでしょうね。まあ、タールピッチ類が「燃えにくい」とっていうことは理解できるから、これは特別管理産業廃棄物にはならない廃油ってことね。これはわかったわ。



LISA

じゃ、次、いよいよ、第二号。「廃油（前号に掲げるものを除く。）のうち、揮発油類、灯油類及び軽油類を除くもの」



BUN

これよ、これ。政令では、廃油は特管産廃って規定して、省令で規定するものは例外的に「除く」って規定した訳でしょ。その除かれる第一号はタールピッチ類。

次に除かれるのは「廃油（前号に掲げるものを除く。）のうち、揮発油類、灯油類及び軽油類を除くもの」って、もう訳わかんない。



LISA

頭が腐ってきそうよ。タールピッチ類は特別管理産業廃棄物じゃない普通の廃油ってことで解決したから、これは、もう最初から除外しておくね。



BUN

括弧書きの「前号に掲げるものを除く。」ってことは、タールピッチ類は除くってことなんだけど、これはタールピッチ類については、一号で規定しちゃったから、それ以外の「廃油」で、って意味でしょうね。で、タールピッチ類以外の廃油から、「揮発油類、灯油類及び軽油類を除くもの」、これが「燃焼しにくいものとして環境省令で定めるもの」の2つめってことになるね。



LISA

いつものように簡単な文字に置き換えてみようか。

Aを特管廃油、Bを燃焼しにくいものとして環境省令で定めるもの、Cを揮発油類、灯油類及び軽油類とすれば、

政令 - AとはBを除くもの。 省令 - BとはCを除くもの。

と言うことは、Aとは「Cを除くもの」を除いたものとなるね。



BUN



LISA

ちょっと待って。包含図を思い浮かべるから。除くものから除かれる訳でしょ。と言うことは、A=Cってことよね。つまり、特管廃油とは「揮発油類、灯油類及び軽油類」ってことよね。



LISA

そういうことになるよね。だから、現実的に「特管廃油とは、揮発油類、灯油類及び軽油類が廃棄物になった物」って運用してるよ。



BUN

どうして最初から「あ～でもない、こ～でもない」って条文にしないで「特別管理産業廃棄物の廃油とは、揮発油類、灯油類及び軽油類とする」って規定できなかつたんじょ。まったくもってまわりくどいわね。



LISA

これは平成3年の時の改正で既に四半世紀が過ぎたけど、今もって私も解決できないものの一つなんだ。



BUN

ところで、まわりくどい条文はわかつたけど、それでも「引火点が70度未満」とはどこにも規定していないよね。私の記憶違いだったのかしら。



LISA

いやいや、その記憶で正しいと思うよ。と言うのは、条文上は揮発油類、灯油類及び軽油類と規定しても、実際に排出される「廃油」はガソリンスタンドで売ってるような「商品」じゃない。黒くなつて滓も混じつてしまつて、そもそも灯油だったのかガソリンだったのか重油だったのかギア油だったのか、なんてわからない状態で出されることが多い。そこで、「引火点」というその時点で測定すれば判る目安で運用しているんだ。



BUN

「目安」って言ったって、勝手に決めた訳じゃないんでしょ。



LISA

廃棄物処理法では前述の通りの表現で明示していないんだけど、幸いにして消防法の危険物の規定の中に「灯油、軽油、揮発油類」という分類が、「危険物第4類第2石油類」としてあって、これが「引火点70度未満」という数値基準を設定していたんだね。



BUN

だから、現実としては「引火点70度未満の燃えやすい廃油は特管産廃」として運用しているのね。今回も「へんてこ条文」だったけど、おかげで特別管理産業廃棄物の復習ができたから「よし」としてあげましょう。次回は、もっといいネタ探してきてね。

(つづく・・・かな(;^_^A)

